

洞爺湖町 耐震改修促進計画（概要版）

平成 23 年 3 月



洞 爺 湖 町

洞爺湖町耐震改修促進計画（概要版）

～ 目 次 ～

1 計画の概要	1
1-1 計画策定の目的.....	1
1-2 計画の位置づけ.....	1
1-3 計画期間.....	1
1-4 対象区域および対象住宅・建築物.....	2
2 洞爺湖町において想定される地震による被害状況	3
（1）北海道および中央防災会議の想定地震(海溝型地震).....	3
（2）地震調査研究推進本部の想定地震(活断層帯型地震).....	3
（3）全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震).....	4
3 建築物の耐震化の現状	5
3-1 住宅建築物における耐震化の現状.....	5
（1）公共建築物.....	5
（2）民間建築物.....	5
3-2 特定建築物における耐震化の現状.....	6
（1）第1号特定建築物：多数の者が利用する建築物.....	6
（2）第2号特定建築物：危険物の貯蔵場などの用途に供する建築物.....	7
（3）第3号特定建築物：多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物.....	8
3-3 その他多数の者が利用する建築物における耐震化の現状.....	8
（1）公共建築物.....	8
（2）民間建築物.....	8
3-4 避難施設における耐震化の現状.....	8
4 建築物の耐震化の目標および取り組み方針	9
4-1 公共建築物における耐震化の取り組み方針.....	9
（1）住宅建築物.....	9
（2）その他多数の者が利用する建築物.....	9
4-2 民間住宅・建築物における耐震化の取り組み方針.....	10
4-3 総合的な取り組みにより耐震化を促進すべき民間住宅建築物.....	11
4-4 総合的な取り組みにより耐震化を促進すべき民間その他多数利用の建築物.....	12
5 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策	13
5-1 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策の体系.....	13
（1）耐震診断および耐震改修に係わる相談体制の整備.....	13
（2）耐震診断および耐震改修に係わる情報提供の充実及び支援.....	13
（3）住宅売買時における耐震化の促進.....	14
（4）地震時の総合的な住宅・建築物の安全対策の推進.....	15
5-2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発および知識の普及.....	17
（1）危険度マップの作成・公表.....	17
（2）住宅・建築物の地震防災対策普及のパンフレット作成・配布.....	17

(3) 一般向けセミナーなどの開催	17
(4) 自治会などとの連携	18

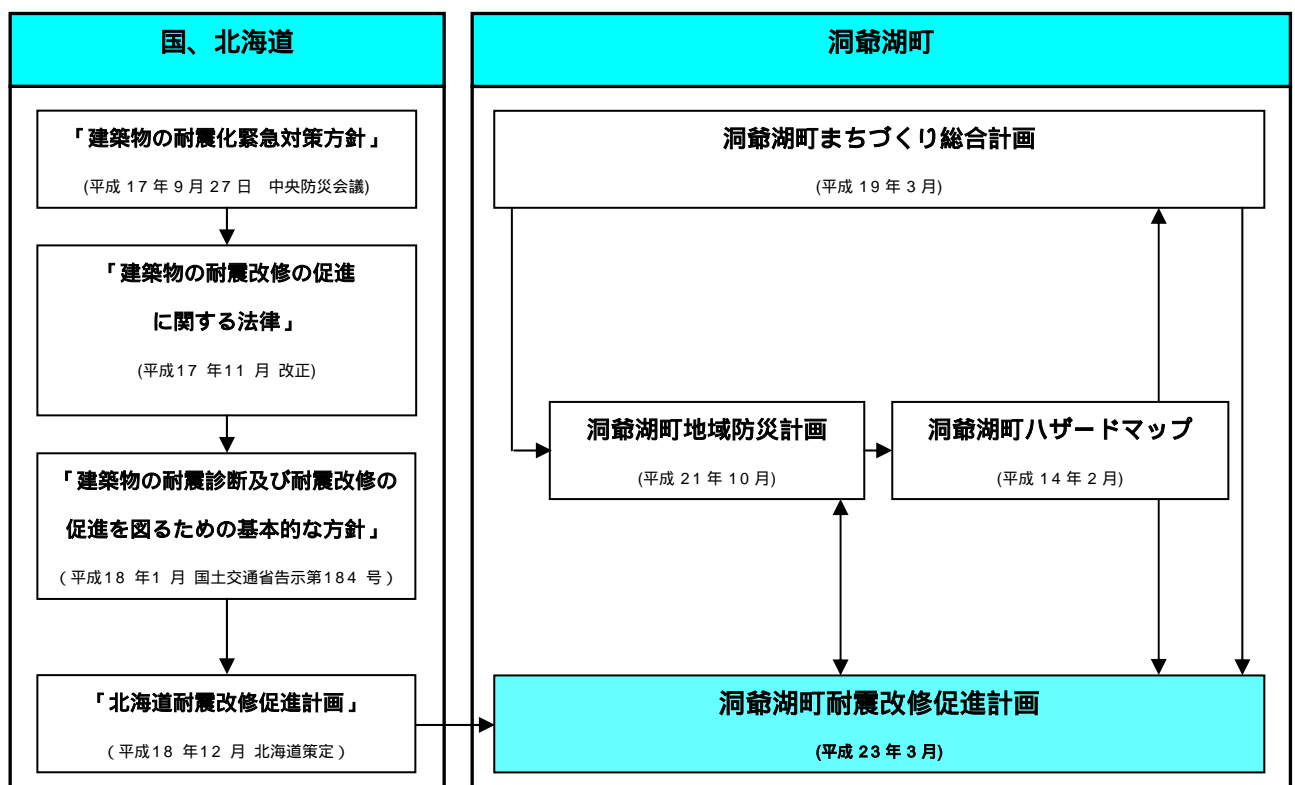
1 計画の概要

1-1 計画策定の目的

洞爺湖町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、具体的な目標を設定し、目標の達成のために必要な施策を定め、計画的に町内における住宅・建築物の耐震性の向上を図ることを目的とする。

1-2 計画の位置づけ

「本計画」は、「耐震改修促進法」第5条第7項の規定に基づき定めるものとする。



洞爺湖町耐震改修促進計画の位置づけ

1-3 計画期間

計画期間は、「国の基本方針」や「北海道耐震計画」の目標年度と整合を図り、平成23年度を初年度とし、平成27年度までの5年間とする。

1-4 対象区域および対象住宅・建築物

「本計画」の対象区域は、洞爺湖町全域とする。

「本計画」の対象住宅・建築物は、優先的に耐震改修などを行う必要があるもので、原則、建築基準法⁸⁾に規定する「新耐震基準」の施行(昭和56年6月1日)以前に建築確認(着工)されたものとする。ただし、車庫、物置、倉庫、納屋、附属家、簡易附属家、公衆トイレなど、人の集まる用途の少ない建築物を除くものとする。

また、国および北海道が所有する住宅・建築物は含まないものとする。

表 1-1 対象建築物

種類	備考
公共建築物 209棟	住宅建築物 118棟 公営住宅、職員住宅、教員住宅、町有住宅、寄宿舍
	その他多数の者が利用する建築物 91棟 庁舎、学校、体育館、保育所、診療所、集会施設、福祉施設、展示施設、事務所、事務所 公民館、博物館、公衆浴場、展示施設、給食センター
	特定建築物 (34棟)
	多数の者が利用する建築物 (「耐震改修促進法」第6条第1号)
	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (「耐震改修促進法」第6条第2号)
	地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 (「耐震改修促進法」第6条第3号)
民間建築物 4,060棟	住宅建築物 3,744棟 専用住宅、共同住宅、寄宿舍、併用住宅
	その他多数の者が利用する建築物 316棟 旅館・料亭、ホテル、病院、保育所、店舗、公衆浴場、銀行、劇場、娯楽場、事務所、 工場、発電所
	特定建築物 (43棟)
	多数の者が利用する建築物 (「耐震改修促進法」第6条第1号)
	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (「耐震改修促進法」第6条第2号)
	地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 (「耐震改修促進法」第6条第3号)

公共は公共施設台帳・民間は建物調査台帳(平成21年3月31日現在)による。

2 洞爺湖町において想定される地震による被害状況

本計画では海溝型の「十勝沖・釧路沖の地震」、活断層帯型の「黒松内低地断層帯の地震」、直下型地震の「全国どこにでも起こりうる直下の地震」の3タイプの地震を想定地震とした。

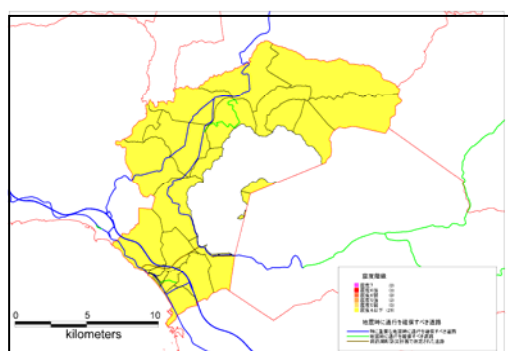
(1) 北海道および中央防災会議の想定地震(海溝型地震)

想定地震：「十勝沖・釧路沖の地震」

町内全域において、震度4以下の揺れが予想される。

建築物被害及び人的被害はない。

【揺れやすさマップ】



十勝沖・釧路沖の地震

【危険度マップ】



十勝沖・釧路沖の震度による評価

揺れやすさマップに地域データを加える

(2) 地震調査研究推進本部の想定地震(活断層帯型地震)

想定地震：「黒松内低地断層帯の地震」

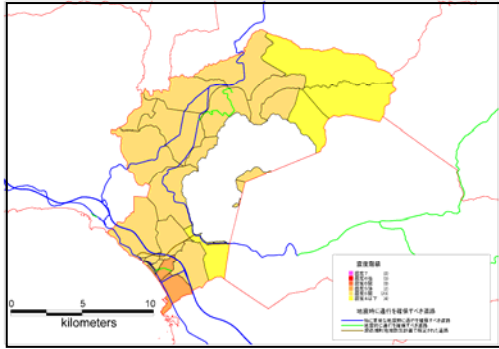
町内全域において、震度5強から4以下の揺れが予想される。

被害が予想される地域：高砂町及び入江地区

建築物被害及び人的被害

住宅・建築物の被害推計 (総建築物数：4,269棟)							人的被害推計 (総人口数：10,499人)				
	木造建築物		非木造建築物		建築物(合計)			死者数	負傷者数		
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数			重傷者数	軽傷者数	
建築物被害数	-	2棟	-	1棟	-	3棟	人的被害数	-	1人	-	1人
被害の割合	-	0.05%	-	0.03%	-	0.08%	被害の割合	-	0.0%	-	0.0%

【揺れやすさマップ】

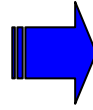


黒松内低地断層帯の地震

【危険度マップ】



黒松内低地断層帯の震度による評価



揺れやすさマップに地域データを加える

(3) 全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)

想定地震：「マグニチュード6.9の地震」

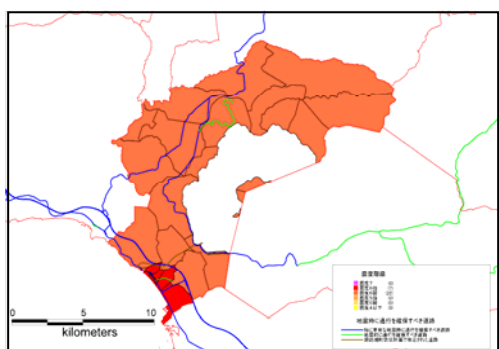
町内のほぼ全域において、震度6強から6弱の揺れが予想される。

被害が予想される地域：町内全域

建築物被害及び人的被害

住宅・建築物の被害推計（総建築物数：4,269棟）							人的被害推計（総人口数：10,499人）				
	木造建築物		非木造建築物		建築物(合計)			死者数	負傷者数		
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数			重傷者数	軽傷者数	
建築物被害数	315棟	824棟	7棟	22棟	321棟	846棟	人的被害数	4人	189人	11人	178人
被害の割合	7.4%	19.3%	0.2%	0.5%	7.5%	19.8%	被害の割合	0.0%	1.8%	0.1%	1.7%

【揺れやすさマップ】

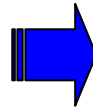


直下型地震（最大震度の地震）

【危険度マップ】



最大震度による評価



揺れやすさマップに地域データを加える

想定最大地震：「全国どこにでも起こりうる直下の地震 M6.9の地震」による全壊率分布図
町内全域で建築物被害危険度（全壊率）は危険度1から5（0～20%）が予想されます。

3 建築物の耐震化の現状

3-1 住宅建築物における耐震化の現状

(1) 公共建築物

公共建築物における「住宅建築物」は118棟であり、昭和56年以前に建設された住宅建築物は39棟、そのうち昭和56年以前でも耐震性を有する建物は3棟である。昭和57年以降に建設された住宅建築物は79棟である。したがって、耐震性を有する住宅建築物は82棟であり、現状の耐震化率は69.5%である。

「住宅建築物」の耐震化現状

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物			昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A × 100
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C	耐震性が不十分な建築物 D			
公営住宅	63	20	3	17	43	46	73.0
職員住宅	7	3	-	3	4	4	57.1
教員住宅	43	13	-	13	30	30	69.8
町有住宅	1	-	-	-	1	1	100.0
寄 宿 舎	4	3	-	3	1	1	25.0
小 計	118	39	3	36	79	82	69.5

(2) 民間建築物

民間建築物における「住宅建築物」は3,744棟であり、昭和56年以前に建設された住宅建築物は1,809棟、昭和57年以降に建設された住宅建築物は1,935棟である。したがって、耐震性を有する住宅建築物は1,935棟であり、現状の耐震化率は51.7%である。

「住宅建築物」の耐震化現状

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物			昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A × 100
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C	耐震性が不十分な建築物 D			
専用住宅	3,297	1,601	-	1,601	1,696	1,696	51.4
併用住宅	284	133	-	133	151	151	53.2
共同住宅	155	69	-	69	86	86	55.5
寄 宿 舎	8	6	-	6	2	2	25.0
小 計	3,744	1,809	-	1,809	1,935	1,935	51.7

3-2 特定建築物における耐震化の現状

(1) 第1号特定建築物：多数の者が利用する建築物

1) 公共建築物

公共建築物における「第1号特定建築物」は34棟であり、昭和56年以前に建設された建築物は8棟、そのうち昭和56年以前でも耐震性を有する建物は3棟である。また昭和57年以降に建設された建築物は26棟である。したがって、耐震性を有する建築物は29棟であり、現状の耐震化率は85.3%である。

「第1号特定建築物」の耐震化現状

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物			昭和57年以降の 建築物 E	耐震性を有する 建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A × 100
		B=C+D	耐震性を有する 建築物 C	耐震性が不十分 な建築物 D			
公営住宅	21	-	-	-	21	21	100.0
庁舎	2	1	1	-	1	2	100.0
学校(校舎)	6	4	1	3	2	3	50.0
体育館	1	1	-	1	-	-	0.0
福祉施設	1	-	-	-	1	1	100.0
集会施設	2	1	-	1	1	1	50.0
博物館	1	1	1	-	-	1	100.0
合計	34	8	3	5	26	29	85.3

2) 民間建築物

民間建築物における「第1号特定建築物」は31棟であり、昭和56年以前に建設された建築物は12棟である。昭和57年以降に建設された建築物は19棟である。したがって、耐震性を有する建築物は19棟であり、現状の耐震化率は61.3%である。

「第1号特定建築物」の耐震化現状

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物			昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A × 100
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C	耐震性が不十分な建築物 D			
併用住宅	2	1	-	1	1	1	50.0
共同住宅	9	3	-	3	6	6	66.7
寄宿舍	1	1	-	1	-	-	0.0
保育所	1	-	-	-	1	1	100.0
病院	2	-	-	-	2	2	100.0
事務所	1	1	-	1	-	-	0.0
工場	1	1	-	1	-	-	0.0
店舗	2	2	-	2	-	-	0.0
ホテル	12	3	-	3	9	9	75.0
合計	31	12	-	12	19	19	61.3

(2) 第2号特定建築物：危険物の貯蔵場などの用途に供する建築物

「第2号特定建築物」は民間建築物の9棟であり、昭和56年以前に建設された建築物は4棟である。昭和57年以降に建設された建築物は5棟である。したがって、耐震性を有する建築物は5棟であり、現状の耐震化率は55.6%である。

尚、公共建築物はありません。

「第2号特定建築物」の耐震化現状

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物			昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A × 100
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C	耐震性が不十分な建築物 D			
併用住宅	1	1	-	1	-	-	0.0
事務所	4	2	-	2	2	2	50.0
店舗	4	1	-	1	3	3	75.0
合計	9	4	-	4	5	5	55.6

(3) 第3号特定建築物：多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

「第3号特定建築物」は民間建築物の3棟であり、昭和56年以前に建設された建築物は2棟である。昭和57年以降に建設された建築物は1棟である。したがって、耐震性を有する建築物は1棟であり、現状の耐震化率は33.3%である。
尚、公共建築物はありません。

「第3号特定建築物」の耐震化現状

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A × 100
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
店舗	1	1	-	1	-	0.0
ホテル	2	1	-	1	1	50.0
合計	3	2	-	2	1	33.3

3-3 その他多数の者が利用する建築物における耐震化の現状

(1) 公共建築物

公共建築物における「その他多数の者が利用する建築物」は91棟であり、昭和56年以前に建設された建築物は33棟、そのうち昭和56年以前でも耐震性を有する建築物は4棟です。また昭和57年以降に建設された建築物は58棟である。したがって、耐震性を有する建築物は62棟であり、現状の耐震化率は68.1%である。

(2) 民間建築物

民間建築物における「その他多数の者が利用する建築物」は316棟であり、昭和56年以前に建設された建築物は106棟、昭和57年以降に建設された建築物は210棟である。したがって、耐震性を有する建築物は210棟であり、現状の耐震化率は66.5%である。

3-4 避難施設における耐震化の現状

「避難施設」は37棟であり、昭和56年以前に建設された建築物は19棟、そのうち昭和56年以前でも耐震性を有する建築物は2棟です。また昭和57年以降に建設された建築物は18棟である。したがって、耐震性を有する建築物は20棟であり、現状の耐震化率は54.1%である。

4 建築物の耐震化の目標および取り組み方針

4-1 公共建築物における耐震化の取り組み方針

(1) 住宅建築物

「住宅建築物」は特定建築物を含めると 118 棟であり、現状の耐震化率は 69.5%であることから、平成 27 年までに耐震化率 9 割に引き上げることを目標に取り組むため、耐震性が確認されていない町営住宅については「公共賃貸住宅ストック総合活用計画」を見直し、建替え・用途廃止等の検討を進める。また、教職員住宅等についても維持・解体等を検討し、耐震化の向上が図れるように努めるものとする。

(2) その他多数の者が利用する建築物

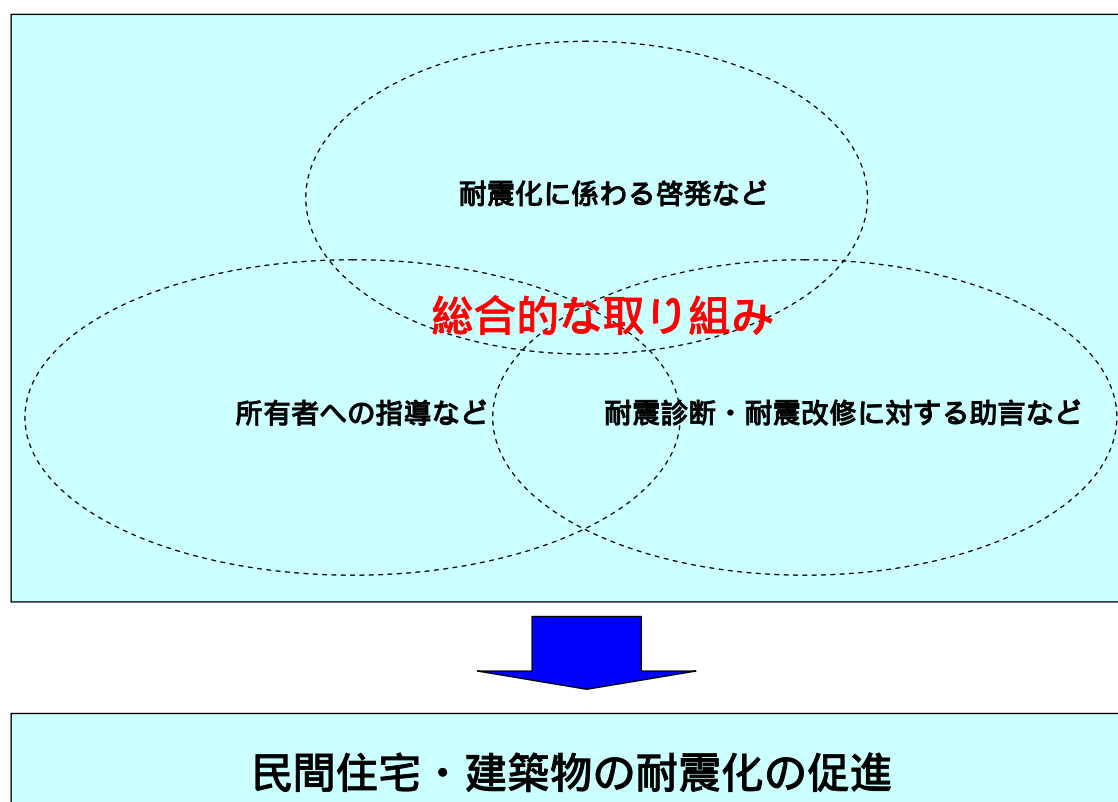
「その他多数の者が利用する建築物」は 91 棟であり、現状の耐震化率は 68.1%であることから、平成 27 年までに耐震化率 9 割を目標に取り組むため、耐震性が不十分と判定を受けた学校施設等は、所管課が中心となり耐震補強などを調整・検討し、耐震化が図れるように努めるものとする。

また、耐震性が確認されていない建築物についても、今後耐震診断等を実施し、耐震改修を含めた施設の維持管理について検討し、耐震化向上が図れるように努めるものとする。

4-2 民間住宅・建築物における耐震化の取り組み方針

住宅建築物の耐震化を図るため、以下に示す3点から総合的に取り組むものとする。

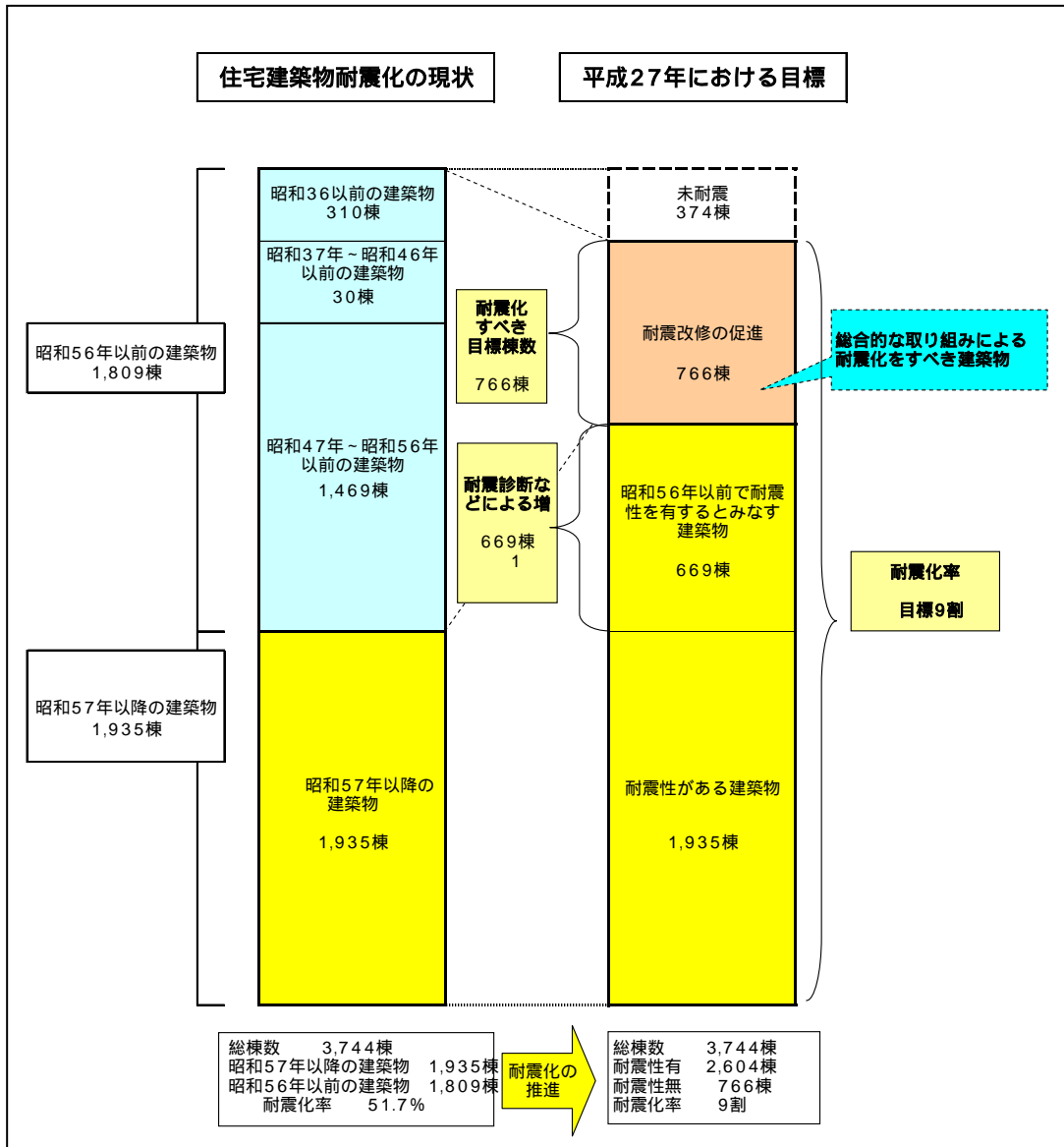
1. 耐震化に係わる啓発など
2. 所有者への指導など
3. 耐震診断・耐震改修に対する助言など



耐震化へ向けた総合的な取り組み

4-3 総合的な取り組みにより耐震化を促進すべき民間住宅建築物

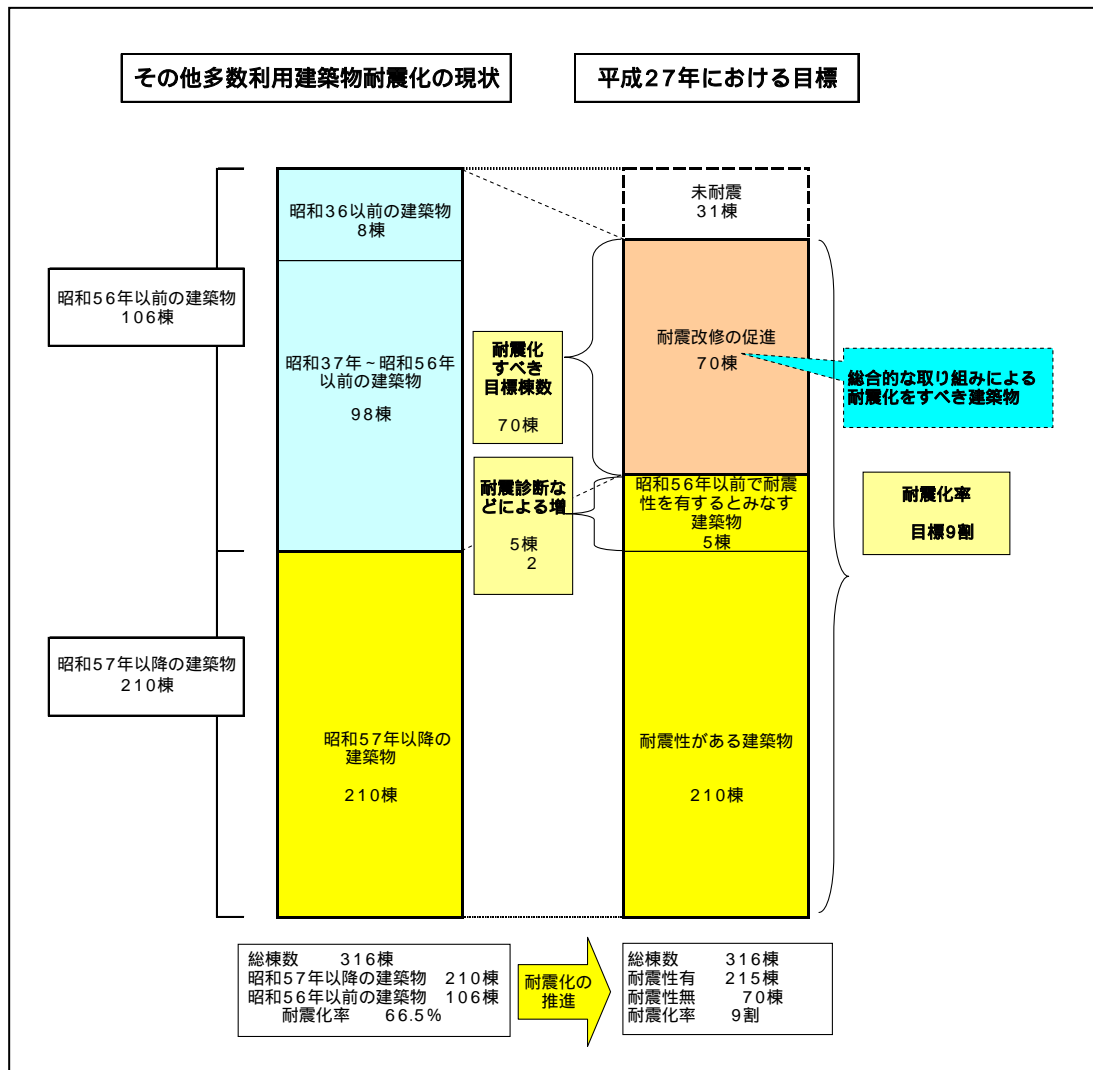
町内の「住宅建築物」は3,744棟であり、下記のとおり現状の耐震化率は51.7%である。また、北海道の耐震診断実績により、昭和56年以前の建築物でも専用住宅で38%、共同住宅で89%が耐震性を有したことから、推計値を採用すると669棟あり、合わせて2,604棟が耐震性があると考えられることから、平成27年までに耐震化を9割とするためには、766棟の耐震化の促進が必要である。



民間の住宅建築物における耐震化の現状と目標

4-4 総合的な取り組みにより耐震化を促進すべき民間その他多数利用の建築物

町内の「その他多数の者が利用する建築物」は316棟であり、下記のとおり現状の耐震化率は66.5%である。また、昭和56年以前でも5%が耐震性を有する建築物として、国の推計値採用すると5棟が耐震性を有するとみなされることから、合わせて215棟が耐震性があると考えられることから、平成27年までに耐震化を9割とするためには、70棟の耐震化の促進が必要である。



その他多数のものが利用する建築物における耐震化の現状と目標

5 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

5-1 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策の体系

(1) 耐震診断および耐震改修に係わる相談体制の整備

北海道および建築関係団体と相互に連携し、町民に対してきめ細かな相談対応が図れるよう、役場庁舎内に相談窓口を設置するものとする。なお、相談窓口においては、耐震診断および耐震改修のほか、住宅の一般相談やリフォームに関する相談にも対応できるような体制の整備を行うものとする。

1) 相談窓口の充実

相談窓口を設置し、胆振総合振興局建設指導課、(財)北海道建築指導センターと連携し、専門家による対応を行うものとする。耐震化に係わる相談のみならず、住宅に関する一般的な相談やリフォームに関する相談など総合的な相談窓口とするものとする。

また、近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅の所有者が安心して耐震改修を実施できる環境整備を行うものとする。

2) 相談員の資質向上

相談員の資質向上を図るため、北海道および(財)北海道建築指導センターなどと連携し、「住宅建築物の無料耐震診断」の相談窓口を実施するため、耐震診断などの研修会に参加するものとする。

(2) 耐震診断および耐震改修に係わる情報提供の充実及び支援

建築関係団体および相談窓口などを通じて、耐震診断および耐震改修の促進に係わる情報提供や支援を行うものとする。

また、地震対策パンフレットを配布するなどして、耐震促進に係わる普及・啓発を図るものとする。

1) 情報提供の充実

情報提供の体制として、住宅取得者など消費者が望む多様な選択肢から自己ニーズを的確に実現できるように、役場庁舎内に相談窓口を設置し、住宅やまちづくりに関する各種情報の提供を行うものとする。

また、住宅の所有者や技術者向けの耐震診断および耐震改修の講習会やセミナーなどの情報提供を行い、インターネットを活用し住宅に関する身近な情報の提供を行うものとする。「本計画」の中で策定された「揺れやすさマップ」および「危険度マップ」を有効に活用し情報の提供を行うものとする。

2) 住宅の耐震診断の実施

住宅の耐震化を進める上で、まず耐震診断を行う必要がある。耐震診断には、簡易診断、一般診断、精密診断がある。簡易診断は、行政や一般向けに普及しているものであり、所有者自身が手順に従って診断できる方法である。また、一般診断は通常、建築士や工務店などの専門家が有料で現地調査を行って老朽度や壁量などから必要な耐力を判定するものである。

現在、北海道では、戸建て木造住宅を対象とした「一般診断プログラム」を活用した「無料耐震診断」を実施している。

町においても、戸建て木造住宅を対象とした「無料耐震診断」を胆振総合振興局と連携し、耐震改修の必要性について普及・啓発を図るものとする。

3) 住宅の耐震改修に係わる支援

住宅の耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると判断された住宅については、耐震改修を行う必要があるが、所有者などに相当な費用負担が生じることから、税制優遇処置や北海道の補助事業を活用するための検討を行うものとする。

(3) 住宅売買時における耐震化の促進

宅地建物取引業者に対して、住宅の売買時に説明を義務づけられている重要事項の項目は、宅地建物取引業法に規定されているが、平成18年度から、中古住宅の売買などで、取引の対象となる建築物の耐震診断結果がある場合には、その内容を重要事項として説明することが追加された。

また、中古住宅を取得する場合、旧耐震基準の住宅であっても耐震性があると確認されるものについては、建設年にかかわらず住宅ローン減税を受けることができる。

既存住宅取得者が耐震性能や減税措置の有無など、適切な情報を得た上で契約できるよう、宅地建物取引業者や町民に対して、知識の普及・啓発を図るものとする。

(4) 地震時の総合的な住宅・建築物の安全対策の推進

これまでの地震被害は、建築物の構造に起因する建物倒壊のほかに、地盤の液状化現象や窓ガラスの落下、ブロック塀の倒壊、室内家具の転倒などの人的被害も多く発生している。したがって、地震による人的被害や財産の被害を防止するためには、建築物の構造を耐震化するだけでは十分であるとはいえない。このため、以下の安全対策について促進を図るものとする。

1) 敷地の安全対策

これまでの大規模地震により、敷地の崩落などによる被害が発生していることから、敷地に設置されている擁壁の点検などの指導、新規に擁壁を設置する場合における設置基準の周知などを行い、敷地の安全対策に関する知識の普及・啓発を図るものとする。

また、がけ地の崩壊などで危険を及ぼすおそれのある区域においては、必要に応じて、建築物の建築制限の検討を図るものとする。また、既存建築物については、国の補助事業を用いて安全な場所への移転促進の検討を図るものとする。

2) ブロック塀の倒壊防止

地震によるブロック塀、石塀、門柱、自動販売機などの倒壊を防止するため、市街地で主要な道路やスクールゾーンに面する既存ブロック塀などにあっては、防災パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準などを遵守させるなど、安全性の確保について普及・啓発を図るものとする。

3) 窓ガラスなどの落下物対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要な道路などに面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物などで落下のおそれのあるものについて、必要に応じて、建築物の所有者などに対して改善指導を行うものとする。

4) 大規模空間の天井崩落対策

平成15年の十勝沖地震では、空港ターミナルビルの天井が崩落する被害が生じ、これを受けて、天井と壁のクリアランスの確保や天井吊りボルトの振れ止めなどの「大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について(技術的助言)」が国土交通省から出されている。

このことから、技術的助言に基づき町有施設の対策を講じるとともに、建築物の所有者などに対して安全対策の普及・啓発を図るものとする。

5) エレベーターの閉じ込め対策

平成17年の千葉県北西部を震源とする地震により、首都圏の約64,000台のエレベーターが運転休止し、78台において閉じ込め事故が発生した。これらのエレベーターの7割以上が震度4以下の地域にあったものであり、比較的震度が小さかったにもかかわらず、多くの閉じ込め事故や運転休止が生じたことが大きな社会問題となった。

このようなことから、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止のため、地震の初期振動を感知し、最寄の階に停止させドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置が、建築基準法の改正により義務化されることとなった。

既存のエレベーターについても、「地震時管制運転装置」の設置についての普及・啓発を行い、建築基準法によるエレベーターの定期検査の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターについて地震時のリスクなどを建築物の所有者などに周知するなど、耐震安全性の確保の促進を図るものとする。

6) 家具の転倒防止対策

家具などの転倒による被害を軽減するため、所有者に対して、家具の固定方法などについて普及・啓発を図るものとする。

5-2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発および知識の普及

(1) 危険度マップの作成・公表

本町において想定される地震「揺れやすさマップ」や、それによる被害状況「危険度マップ」を有効に活用し、避難施設や地震時の通行を確保すべき道路などを示した総合的な「危険度マップ」を作成し公表するものとする。「危険度マップ」は、町内広報誌やホームページなどで公表するなどして、周知や啓発を行うものとする。

(2) 住宅・建築物の地震防災対策普及のパンフレット作成・配布

「地震防災マップ」の作成・公表とあわせて、住宅・建築物の耐震診断および耐震改修などの必要性や効果、住宅リフォーム全般に関するポイントや手順について普及・啓発を図るものとする。

そのため、住宅・建築物の耐震化の促進に向けた一般普及・啓発パンフレットやポスターなどを作成し、建築関係団体と連携しながら相談窓口や住宅関連イベントなどを通じて配布するものとする。

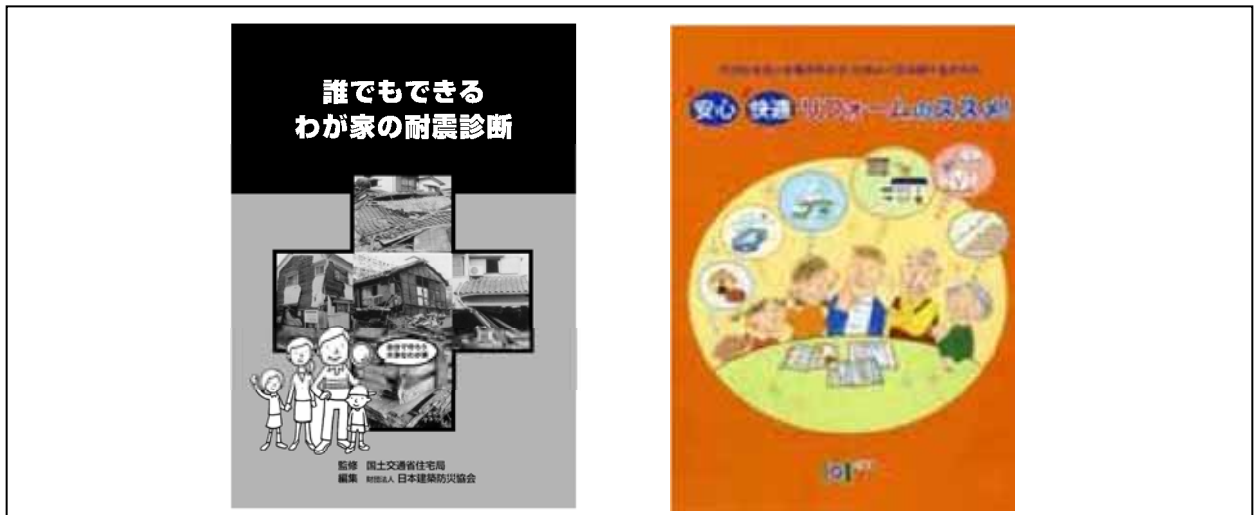


図 5-1 普及・啓発パンフレット

(3) 一般向けセミナーなどの開催

住宅の耐震診断および耐震改修の必要性や効果についての普及を図るため、建築関係団体などと連携し、一般向けリフォームセミナーなどを開催するものとする。

また、リフォーム工事や増改築工事は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事とあわせて耐震改修が行われるように、所有者などに対してパンフレット等を配布して普及・啓発を図るものとする。

(4) 自治会などとの連携

地域において自治会などは、災害時の対応において重要な役割を果たすほか、平時における地震時の危険箇所の点検や、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待される。

そのためには、防災担当部局と連携を図りながら、地域に根ざした専門家や自主防災組織の育成など幅広い取り組みを行うことが必要である。

このような地域単位の取り組みを支援する施策を講じるとともに、北海道、自治会、自主防災組織、建築関係団体などと連携し、住宅・建築物の地震防災対策普及の配布や必要な情報提供などを行うものとする。

洞爺湖町耐震改修促進計画（概要版）

平成 23 年 3 月

洞爺湖町役場

〒049-5692 北海道虻田郡洞爺湖町栄町 58 番地

TEL : 0142-76-2121

FAX : 0142-76-4727